

介護保険の平成26年度保険料率に関する論点について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として定めると健康保険法で法定されている。

25年度は保険料率を維持しても70億円程度の赤字で済むと見込まれたことなどから、健康保険の保険料率と併せて保険料率を維持（1.55%）したが、26年度には数百億円程度の赤字が見込まれるため、健康保険法の規定に従い、介護保険料率については引き上げる方向とする。

※ 26年度概算要求段階では、26年度の介護納付金は8,953億円と前年度比で711億円、8.6%の増加の見込み。

（参考1）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

（参考2）平成20年度～25年度までの介護保険料の推移（%）

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
料率	1.13	1.19	1.50	1.51	1.55	1.55